



《会計・税務の知識》 株式公開(IPO)実務の基礎③(ショートレビュー)

はじめに

IPOが再び活況を見せ、2009年を底に5年連続で新規上場件数が増加しましたが、弊所でも新規上場を検討されているお客様よりご相談を頂くことが多くなってきました。

最近では上場準備に関する監査法人等とのやりとりに関するご相談が多く、監査法人等が関与の初期段階で実施するショートレビューに関するご質問を受けることがあります。

そこで今回は、監査法人等が実施するショートレビューについて簡単にまとめてみました。

1. ショートレビューとは

ショートレビューとは、上場準備を検討している会社に対して監査法人等が行う短期的な調査のことをいいます。決算数値のチェックはもちろんのこと、社内の管理体制や関係会社の状況、コンプライアンス上の問題点など幅広い事項を調査することで上場にあたっての課題抽出を行い、改善点を報告することになります。

2. ショートレビューで行う調査

ショートレビューでは、調査実施後にレポートの形式で主に以下のような事項について報告が行われます。

- ① 企業集団の概況（会社組織やグループ関係の現状分析と対策案など）
- ② 資本政策の状況（株主の状況と今後の計画など）
- ③ コーポレートガバナンスの状況（役員の状況など）
- ④ 会計処理の状況（現状の会計処理の問題点と、開示を意識した処理への改善方法等）
- ⑤ 利益管理の状況（予実管理の状況や事業計画・利益計画の作成状況など）
- ⑥ 業務管理の状況（主に販売・購買プロセスや会社特有の業務フローについて）
- ⑦ 内部統制報告制度(J-SOX)への対応に向けた課題の抽出
- ⑧ その他必要な事項

3. ショートレビューの実施時期

ショートレビューの実施時期は以下のようなイメージです。

新規上場のための監査対応スケジュール

	直前々期 (N-2期)	直前期 (N-1期)	申請期 (上場期)	上場後
ショートレビュー 実施	財務諸表監査 (金融商品取引法に準ずる監査)			財務諸表監査 (金融商品取引法監査)
	内部統制報告制度対応 ※監査対象ではない			内部統制監査 ※原則、新規上場後3年間は免除

(日本公認会計士協会 新規上場のための事前準備ガイドブックに基づき作成)

4. ショートレビューから監査人選任まで

ショートレビューによる報告が終わると、監査法人等の関与（監査契約）がスタートすることになります。ショートレビューで抽出された課題については証券会社や監査法人等の指導を受けながら解消していくこととなります。なお、これらの課題に対する改善状況は上場審査では重要なポイントになってきます。

終わりに

ショートレビューにより、上場に向けた現状分析が可能になりスケジュールリングも明確になりますので、知識としてしっかり理解していただくことは非常に有益です。
 (担当：坂下 尚弥)